

# 千葉市文化連盟規約

(名 称)

第1条 この会は、千葉市文化連盟という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、千葉市中央区中央2-5-1 公益財団法人千葉市文化振興財団に置く。

(目 的)

第3条 この会は、千葉市内における各種芸術文化団体相互の協力と理解を深めるとともに、本市の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 芸術文化団体相互の連絡提携
2. 芸術文化振興のための諸事業の実施ならびに協力
3. 他地域の文化団体との連絡提携
4. その他、本会の目的を達成するための事業

(会 員)

第5条 この会は、全市的組織をもつ各種芸術文化団体をもって構成する。

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

名誉会長	1 名	顧 問	若干名	
会 長	1 名	副 会 長	2 名	参 与 若干名
事務局長	1 名	事務局次長	1 名	
理 事	若干名	監 事	2 名	

(役員を選出)

第7条 顧問・会長・副会長・参与・事務局長・事務局次長ならびに監事は、総会において選出する。

名誉会長は、現職市長とし、理事は、各団体の代表者等をもってこれにあて、会務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。役員の変更を行った場合の任期は、前任者の任期の残存期間とする。但し再任を妨げない。

(会 議)

第9条 会議は、総会および理事会とし、会長がこれを召集する。

2 会議では、次に掲げる事項について審議決定する。

1. 事業計画・事業報告に関する事
2. 歳入歳出の予算・決算の承認に関する事
3. 諸規定の制定および改廃に関する事
4. 本会への入会・脱会に関する事
5. 分担金等に関する事
6. その他会長が必要と認める事項

(経 理)

第10条 この会の経費は、分担金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の分担金は、別表1のとおりとする。但し、会の運営上特に必要と認められる場合は、これとは別に臨時に負担金を求めることができる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶 弔)

第12条 この会の慶弔規定は、別に定める。

(付 則)

1. この規約は、昭和60年 4月25日から適用する。
2. この規約は、平成 8年 4月 1日に一部改正する。
3. この規約は、平成16年 5月13日に一部改正する。
4. この規約は、平成19年 5月28日に一部改正する。
5. この規約は、平成24年 5月29日に一部改正する。

## 千葉県文化連盟慶弔規定

1. 永年、当連盟の役員・理事としてその功績が多大であったものが辞任したときは、感謝状をもって感謝の意を表す。(表彰日：総会)
2. 当連盟の役員、理事および加盟する団体の代表者等が入院した時は、見舞金(年1回)を、また、死亡した時は、弔慰金を贈る。

見舞金 5,000円 弔慰金 10,000円

3. 当連盟において、特に必要と認める時は、会長(不在の時は副会長)と事務局で協議する。

※この規定は、平成8年4月1日から適用する。

別表 1

1. 年会費

団体の登録会員数	年 会 費			適 用 団 体
	基本会費	会員数による会費	計	
500 名未満	一律 5,000 円	5,000 円	10,000 円	千葉市邦楽邦舞文化協会 千葉市郷土芸能保存協会 千葉市演劇連盟 千葉市民俳句会 千葉市川柳協会 千葉市吟剣詩舞道連盟 千葉市短歌協会 千葉市音楽協会
500 名以上 1,000 名未満		10,000 円	15,000 円	千葉市美術協会 千葉市茶道華道協会
1,000 名以上 1,500 名未満		15,000 円	20,000 円	
以上 500 名未満ごと に 5,000 円を 増額する。				
年会費の計			120,000 円	10 団体

2. 新規加盟入会金 一律 10,000 円

- 付 則 (1) 会員数は、当該年度の千葉市文化連盟総会日の会員数とする。  
 (2) 平成 28 年 5 月 31 日から適用する。

## 千葉市文化連盟基金規約

### (目的)

第1条 千葉市文化連盟（以下「連盟」という。）の文化活動の振興を図ることを目的とし、千葉市文化連盟基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (管理)

第2条 基金の管理は、連盟会長がこれにあたる。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金または确实有利な方法により保管する。

### (積立て)

第3条 基本の額は、理事会において定める。

2 連盟予算の定めるところにより、基金の増減額を決定する。

3 基金による利息は、基金に編入するものとする。

### (処分)

第4条 連盟会長は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り連盟理事会に図り、基金の全部または一部を処分することができる。

2 前1項において、緊急かつ特に必要と認める場合は、連盟会長（不在の時は副会長）の専決により、処分することができるものとする。なお、直近の総会または理事会にてこれを報告する。

### (附則)

この規定は、平成2年11月28日から適用する。

この規定は、平成30年6月11日から適用する。

# 千葉市文化連盟加盟申請書

平成 年 月 日

千葉市文化連盟会長 様

下記のとおり添付書類を添えて申請致します。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

連絡先

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

記

1. 団体名（発足年月日）
2. 組織（規約等の添付）
3. 役員・構成団体・構成会員数
4. 年間活動状況（年間予算内訳）
5. 過去3年間の事業実績
6. 所属する上部団体
7. その他特記事項